

きざみずい報 広

(毎月5日発行)

世帯人口	数男女計	本月	前月
}	1,083	1,084	1,084
	2,666	2,666	2,666
	2,741	2,738	2,738
	5,407	5,404	5,404

春場所印刷	由村印	井崎	笠泉	者室	集民行	編村
役所	村	崎	タ	所	刷	印



役 助 木野内重三郎

ごあいさつ

このたび不肖私 わが泉崎村の

助役、収入役決まる

村議会臨時会で

去る十一月十五日、村議会臨時会を村役場会議室で開催され、次の議案を審議し、次のように決定し、臨時会が同日で終了されました。

議案第四九号

字の区域の変更について
 ・このことは、泉崎村土地改良区が行なった土地基盤整備事業の昭和四十年、四十一年に施行した、即ち泉崎地区分の換地計画による字名の変更のことであります。

議案第五〇号

泉崎村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 ・このことは、自動車運転手の特殊勤務手当を支給することの条例を改正したこと。

議案第五一号

昭和四十六年度泉崎村一般会計の補正予算について
 ・これは、農業用施設災害復旧事業並びに林道開設事業等の新規事業の着手に伴う補正で、既定

議案第五二号

予算額二三四、〇二五、〇〇〇円に今回の七、二二一、〇〇〇円を加え、現計予算総額二四一、一四六、〇〇〇円と補正されました。

議案第五三号

教育委員会委員の任命について
 ・これは、欠員が生じていたので新委員に、北平山字新田八番の三本木長哉氏が任命された。

議案第五四号

教育委員会委員の任命について
 これも、前議案同様に欠員が生じたので、新委員に、泉崎字高屋一七番の中畑哲文氏が任命された。

議案第五四号

助役の選任について
 ・このことは、関和久字明地一五番地の木野内重三郎氏に決定。

議案第五五号

収入役の選任について
 ・このことは、踏瀬字踏瀬四四番地の佐々木一恵氏に決定。

助役として去る十一月十五日推挙され、就任いたしました。
 時恰も、本柳村政発足以来満一年目であります。その理想とする新しい村づくりが、軌道にのらんとする大切なときであります。微力な私には誠にその任重く、果して職責を十分に尽くせるや否や懸念いたす次第でございますが、しかし、人生意気に感ず、私は、私にあたえられた、この機会に、たた一意専心村づくりのため、社会のために挺身する覚悟であります。

何とぞ今後とも、御支援御指導ください、また至らぬところは遠慮のないご叱正をも、あわせてお願い申しあげて就任のごあいさつといたします。

ごあいさつ



役 入 佐々木一恵

晩秋の候、村民の皆様には、ますますご健勝のことと存じます。
 不肖、わたくしこと、十一月十五日臨時村議会において、泉崎村収入役に選任され、就任いたしました。

前任者の菊地収入役には、十二年間の長期にわたり、村財政を担当せられ、村政発展のためにご尽力くださったこと、ほんとうにご苦勞様でございました。
 前収入役のご努力、ご功績に対し謹んで感謝を申し上げます。
 わたくしも微力ではありますが、村長を中心といたしまして、村政発展、地域住民の福利増進のために全力を尽し、職務に精励する覚悟です。

何分にも浅学非才の身であり、ますので、先輩各位、村民の皆様がたのご指導、ご援助をお願いいたします。就任の挨拶といたします。

村道舗装新設工事並びに

側溝改良工事契約決まる

去る九月十日第二回目の入札に引続き村道舗装工事並びに側溝改良工事の入札を十月五日役場会議室で行ないました。その結果は次のとおりであります。

なお、工事の施行につきましては、なにかとお不便をおかけすることがあるかと思いますが、村政伸展のためお協力を願います。

記

◇舗装工事その一

- 一、路線名 桧内ノ十軒前線
- 二、延長 一、一〇〇米
- 三、幅員 四米ノ五米
- 四、工期 自昭和四十六年十一月至昭和四十七年三月
- 五、請負額 金六百三十万円
- 六、請負人 白河市中田

共栄工務店 中村朝治
この路線は昨年第一期工事として桧内四辻から五八五米の施工の延長工事で、今回は第二期目であります。

◇その二

- 一、路線名 小田川ノ大田川線
- 二、延長 二九五米
- 三、幅員 五米ノ六米
- 四、工期 自昭和四十六年十一月至昭和四十七年三月

自昭和四十六年十一月至昭和四十七年三月

- 五、請負額 金壹百八十五万円
- 六、請負人 白河市中田

共栄工務店 中村朝治
この路線も昨年第一期工事として白河市境から四九〇米を施行の延長工事で今回が第二期目です。

◇その三

- 一、路線名 桧内ノ踏瀬長峯線
- 二、延長 一五〇五米
- 三、幅員 三・六ノ四・〇米
- 四、工期 自昭和四十六年十一月至昭和四十七年三月
- 五、請負額 金七百七十一万円
- 六、請負人 白河市中田

共栄工務店 中村朝治
この路線は踏瀬長峯から泉崎長峯方向で昨年第一期工事八八〇米を施工した延長であります。

◇側溝改良工事

- 一、路線名 泉崎駅前
- 二、延長 四四・五米
- 三、工期 自昭和四十六年十一月至昭和四十六年十二月

共栄工務店 中村朝治
この場所は泉崎駅前右側の側溝で大野雑貨店前から駅前の方角までの改良工事です。

国民年金はこんなときに

支給されます！！

ただいて年金の受給要件に該当したときは、役場でその受給手続をされるようにして下さい。

【老令年金】

保険料納付済期間、保険料免除期間、又はこれらの合算期間が二十五年以上ある人に六十五才から支給され、二十五年間保険料を納付した場合は九万六千円（月額八千円）となっております。

【通算老令年金】

保険料納付済期間又は保険料免

除期間が一年以上ある人が厚生年金保険のような他の公的年金制度の加入期間と合わせて二十五年以上ある場合と、六十五才から支給されます。（二十五年間という期間は老令年金と同じように年金に充当して短縮されます。）

【障害年金】

病氣やけがをして一定の障害の程度になった場合に保険料をその時点以前の月が引続き一年以上納めていれば、その障害者に支給される年金額は九万六千円、障害の程度が重い場合は十二万円最低保障されております。

【母子年金・準母子年金】

一家の働き手である夫や父祖父が死亡して母子（準母子）世帯になった場合に、妻、祖母又は姉が保険料をその時点以前の月が引続き一年以上納めていれば、妻、祖母又は姉に支給され、その額は九万一千二百円となっております。二人のときは九万六千円とされます。

【遺児年金】

両親と死別した場合にその父、又は母が保険料をその時点以前の月が引続き一年以上納めていれば十八才未満の遺児に支給され、その額は、母子、準母子年金と同じです。

【寡婦年金】

夫が老令年金の受給資格を満たしながら年金をもらわずに死亡したときは、その人の遺族で、生前その人と一緒に生活していた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に支給され、その額は保険料を納めた年数に応じて一万円から五万二千円となっております。

【死亡一時金】

保険料を三年以上納めた人が、年金をもらわずに死亡したときはその人の遺族で、生前その人と一緒に生活していた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に支給され、その額は保険料を納めた年数に応じて一万円から五万二千円となっております。

以上、国民年金の各種年金及び一時金についての受給要件、金額等一応の原則を述べましたが、疑問点がありましたらお気軽に役場又は社会保険事務所へご相談下さい。

国民年金制度は、加入している人たちが年をとったり、病氣やけがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老令年金、障害年金、母子年金等を支給して本人やその家族の生活保障をしようとする制度です。国民年金の給付は、制度の支柱をなす老令年金と不測の事故をその支給理由とする障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金とがあり、一時金として死亡一時金がありますので、その内容をよく理解してい

本年度事業第一号 村道舗装工事完工



去る九月十日に入札に附した村道舗装工事が完了したので、去る十一月五日竣工検査を村議会土木常任委員、他地元代表者立会て実施しました。その結果は設計通りに完工されましたので、これが村に引渡を終了しました。舗装工事の完了された村道は次の通りです。

記

- その一 一、路線名 踏瀬〜下新城線
- 二、延長 一二七米
- その二 一、路線名 踏瀬〜天公沢線
- 二、延長 長一三二米
- その三 一、路線名 高屋原〜踏瀬長峯線
- 二、延長 四七二・七米

【写真：高屋原〜踏瀬長峯線】

児童手当制度

四十七年一月から実施

待望の児童手当制度はいよいよ昭和四十七年一月から発足することになりました。

この制度は、国・県・村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に、児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会を、なう児童の健全育成資質の向上を、はかることを目的としています。

◇支給を受けられる人は

- (1) 十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前（当初は五才未満）の児童であること。
 - (2) その人の前年の収入が、一定の額（扶養親族が五人の場合二〇〇万円）に満たないこと。
- なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されません。

◇児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上

の児童のうち出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前（当初は五才未満）のもの一人につき三、〇〇〇円です。当初の支給月額額

の数が三、〇〇〇円にかけ

る数になります。

(1) 児童が八才、七才、四才、三才の四人の場合

3,000円 × 2 = 6,000円

(2) 児童が四才、三才、二才の三人の場合

3,000円 × 1 = 3,000円

◇児童手当を受けるための手続き

児童手当の支給を受けるためには、村長に認定請求書を出す必要があります。役場の担当係に申し込んでください。係では認定請求の受け付けを、はじめておりますので、該当すると思われる方は請求の手続きをとってください。

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申し込んでください。

◇児童手当の支給は

児童手当は、村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。なお、その後は、毎年度六月十月、二月の三回に分けてそれぞれ前月迄の分を支払います。

◇事業主の皆さんへ

将来の労働力の維持、確保につながる効果が期待されており事業主の皆さんの立場と密接にむすびつく制度です。現在世界六十二カ国で児童手当制度が実施されていますが、その内四十九カ国では支給に必要な財源について事業主の拠出を求めています。児童手当の支給に要する費用の財源は、次の表のように分担されます。この表でもわかりますが、事業主の皆さんの拠出金は、従業員の方のうち、支給要件に該当する方に対する児童手当の支給に要する費用にあてられます。

- ◎ 被用者に対する費用は 事業主 7/10 国 2/10
- ◎ 県 0.5/10 村 0.5/10

- ◎ 被用者以外の一般国民に支給する費用は 国 4/6 県 1/6 村 1/6

◎ 公務員等に支給する費用は

国、地方公共団体、公共企業体がそれぞれ負担。拠出金を納めていただく方は被用者年金保険制度（厚生年金保険、船員保険、各種共済組合）に加入して保険料や掛金を納めていただいている事業主の皆さんです。

拠出金は、毎月の保険料や掛金と一緒に社会保険事務所や、都道府県保険課から納入の告知がありますので、そのときに納めていただければよい訳です。拠出金の額は被用者年金保険制度の標準報酬などをそのまま賦課標準として、昭和四十七年一月から昭和四十八年二月までは十分の〇・五の拠出金率をかけて算定されます。この拠出金の総額が被用の7/10に相当する金額になるように決められています。が、児童手当法で定められている段階的な支給対象範囲が義務教育終了前の児童に拡大される昭和四十九年四月からは拠出金が当初の二倍強になると見込まれています。以上概要をお知らせしますがこの制度について詳しくお知りになりたいと、請求の手続き合せ又はご相談下さい。

障害者には六十五才から 老令福祉年金が支給されます

今年、身体に重い障害があるお年寄りの方にとってうれしい改善が行なわれました。

それまでは七十才にならないと支給されなかった老令福祉年金が身体に重い障害があつて日常生活が著しく不自由なお年寄りの方には六十五才から支給されることになったからです。

これまでも身体に障害がある人は障害福祉年金が支給されていましたが、この障害福祉年金を受けられる人は大変重い障害をもつていて一級障害者に限られていました。

しかし、障害年金を受けられるほど重い障害でなくても二級程度の相当重い障害があるお年寄りは

あなたは森林施業計画 制度をご存知ですか

あなたには森林施業計画 制度をご存知ですか

最近、林業をとりまく諸情勢は大きく変化しております。すなわち木材需要の増大と、その需要構造の変化の進行がみられるのに対して、生産面では十分これに対応できず、農山村における労働力不足等に起因して伐採、造林等の林業生産活動が停滞を示すとともに、木材輸入が増大するなど情勢は著しくきびしさを加えております。

このような情勢に対処するため、森林所有者は計画的に森林施業をすすめる必要に迫られております。そこで国では昭和四十三年に森林法の一部を改正し、森林施業計画制度を同年七月より施行しました。

「森林施業計画制度」とは森林所有者が自分の所有する森林について、自発的に森林施業に関する五ヶ年計画を作成し、知事の認定を受け、その計画に従つて施業した場合、優遇処置が受けられる制度で、対象となる森林は私有林、共有林、公有林、会社有林、社寺有林となつております。計画の作成は個人または数人共同でもよくまた部落、大字、単位でも差支えありません。

計画の内容は、森林の所在と伐採、造林、保育に関する五ヶ年計画を作成して知事の認定を受ければよいわけです。計画の作成にあたっては、林業事務所や市町村森林組合からの指導が受けられます。

一級のお年寄りにくらべて日常生活に何かと不自由をしている場合が多いと考えられますので二級程度の障害があるお年寄りには、一般のお年寄りよりも早く老令年金の支給を行なうことにし、六十五才から支給することにされたものです。

また、六十五才をすぎてから二級程度の障害になったときは、そのときから老令福祉年金を支給することにになります。

この制度は今年の十一月から開始されましたので今年の十一月で六十五才をこえる人で重い身体障害のある人は老令福祉年金を受けられるかも知れませんからその時は役場住民課で相談して下さい。

計画書作成に要する経費は一切必要ありません。このようにして作成された施業計画を知事が認定したこの計画にもとづく施業については次のような優遇処置が受けられます。

(一) 山林所得税が安くなります。知事が認定した施業計画にもとづく伐採(または譲渡)をしたときの収入(または譲渡)をしたとき特別控除(ヘクタール当り十万円昭和四十六年十二月三十一日までの制度はなくなり)にかえて収入金額の二〇%に相当する施業計画特別控除の適用を受けられます。

この場合の減税額約三〇%前後となります。

(二) 相続税の延納措置が認められます。相続税の延納については、現在年賦均等の納付方法がありますが森林施業計画を作成すると、伐採計画にもとづく伐採年度および伐採材積により分納することができ、法人税

法人が施業計画に基づき伐採をしたときは、その収入の一部を将来の造林準備金として積み立てることができ、その分について課税が繰り延べされます。造林補助金が高くなります。国は、木材の生産に供する森林の造成を目的として造林補助事業

を行なっていますが、施業計画に基づく造林については、現在の造林補助金が約八%高くなります。

(三) その他 施業計画を立てますと林道の開設をはじめ、林業関係事業が優先採択されます。

以上、森林施業計画制度の概要であり、健全な林業経営を行ない、木材の計画的生産と森林の計画的造成を図るために、森林所有者の皆さん、あなたも施業計画を作成してみませんか。なお、詳しく知りたい方は林業経営、技術についての相談は、棚倉林業事務所(TEL 棚倉三二一)にどうぞ。

また市町村役場または森林組合におたずねになつても結構です。

おめでとう

おめでとう

出生おめでとうございます

(お子様名) (父名) (住所)

野崎 豊 大宇泉崎根岸七

小林真由美 金松 大宇泉崎字大小踏切一

佐久間幸恵 信行 大宇泉崎字八ヶ代二

穂積小百合 通允 大宇北平山字古寺二

緑川 賢 大宇関和久字上町八六

大野 秋雄 大宇関和久字下原四二

中野目明美 勝吉 大宇泉崎字中の内三五

中野目 金一 大宇泉崎字外の八一

小山 弥平 大宇太田川字居平二四

石塚多治右エ門 大宇泉崎字下宿四四

小林 忠治 大宇泉崎字都橋一九

吉田 兆子 大宇北平山字行方地

北沢 ハギ 大宇関和久字上町二五

小松 三朗 大宇関和久字富内五七

鈴木 奨 大宇北平山字新田下原

小玉 トメ 大宇北平山字新田一〇

水野谷 常吉 大宇泉崎字十軒前二

十一月号の副議長さんの顔写真は編集にミスが生じたので、張紙をいたし紙面を見ずらくいたしましたこと深くおわび申しあげます。

「おわび」

十一月号の副議長さんの顔写真は編集にミスが生じたので、張紙をいたし紙面を見ずらくいたしましたこと深くおわび申しあげます。